

# 甲州市地域公共交通会議設置要綱

平成19年7月10日

制定

改正 平成21年3月24日 一部改正  
平成23年7月26日 一部改正  
平成25年6月27日 一部改正  
平成30年6月20日 一部改正  
令和3年4月1日 一部改正  
令和4年4月1日 一部改正

## (設置)

第1条 甲州市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する地域公共交通計画（以下この条及び次条において「交通計画」という。）の策定に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 交通計画の実施に関する事項
- (5) 地域公共交通確保維持事業の実施に関する事項
- (6) 地域公共交通調査事業の実施に関する事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表者
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 国土交通省関東運輸局山梨運輸支局長又はその指定する職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (7) その他の交通会議の運営上市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、第3条第1号に掲げる者をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

5 会長は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決をすることができる。この場合において、第2項及び第3項の規定を準用する。

(幹事会)

第7条 交通会議は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、交通会議が必要と認めた者とする。

(事務局)

第8条 交通会議の事務局は、市民課に置く。

(協議結果の尊重義務)

第9条 交通会議で議決された事項については、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会計)

第10条 交通会議の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条 交通会議に監査員を2人置く。

2 交通会議の出納の監査は、委員の中から会長が指名した監査員が、その職務を行うものとする。

3 前項の規定による指名を受けた委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議解散の場合の措置)

第12条 交通会議が解散した場合においては、交通会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを清算する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月10日から実施する。

附 則 (平成21年3月24日一部改正)

この要綱は、平成21年3月24日から実施する。

附 則 (平成23年7月26日一部改正)

この要綱は、平成23年7月26日から実施する。

附 則 (平成25年6月27日一部改正)

この要綱は、平成25年6月27日から実施する。

附 則 (平成30年6月20日一部改正)

この要綱は、平成30年6月20日から実施し、この要綱による改正後の甲州市地域公共交通会議設置要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年4月1日一部改正)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(甲州市地域公共交通会議規約の廃止)

2 甲州市地域公共交通会議規約は、廃止する。

附 則 (令和4年4月1日一部改正)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。